

【 新 旧 対 照 表 】

第 1 総 則

新 (改正後)	旧 (改正前)																									
<p>8 火災報告の報告要領</p> <p>(1) 火災報告及び死者の調査票は、火災報告オンライン処理システムにより随時入力するものとし、入力期限は、市町村は都道府県の定める日まで、都道府県は四半期分を5月・8月・11月・2月の15日までに入力(エラーチェック済)及び入力確認するものとする。</p> <p>なお、訂正については常時出来るものとし、1年間の最終訂正期限は2月15日とする。</p> <p>(2) 火災詳報は、第2号様式により市町村は都道府県の定める日まで、都道府県は消防庁長官の指示する日までに提出すること。また消防庁長官が別途調査項目を指示する場合には、当該項目についても報告するものとする。</p>	<p>8 報告の種類及び提出期限</p> <p>(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 427 2112 986"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>市町村の提出期限</th> <th>都道府県の提出期限</th> <th>様式</th> <th>都道府県の提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災報告 (01~06表)</td> <td>都道府県の定める日</td> <td>1年分を取りまとめ 翌年2月末日</td> <td>第1号様式 (その1、 その2)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>死者の調査票 (07表)</td> <td>都道府県の定める日</td> <td>四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日</td> <td>第1号様式 (その3)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>火災詳報</td> <td>都道府県の指示する日</td> <td>消防庁長官の指示する日</td> <td>第2号様式</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>火災四半期報</td> <td>都道府県の定める日</td> <td>四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日、 訂正分は15日</td> <td>第3号様式</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災報告については、火災報告電子計算処理取扱要領に定める「チェック済マスターテープ」を併せて提出するものとする。</p> <p>(3) 火災詳報については消防庁長官が別途調査項目を指示する場合には、当該項目についても報告するものとする。</p> <p>(4) 火災四半期報は、提出期限内に原則としてファクシミリにより報告するものとし、文書による報告は必要がないものとする。</p>	報告の種類	市町村の提出期限	都道府県の提出期限	様式	都道府県の提出部数	火災報告 (01~06表)	都道府県の定める日	1年分を取りまとめ 翌年2月末日	第1号様式 (その1、 その2)	1部	死者の調査票 (07表)	都道府県の定める日	四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日	第1号様式 (その3)	1部	火災詳報	都道府県の指示する日	消防庁長官の指示する日	第2号様式	2部	火災四半期報	都道府県の定める日	四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日、 訂正分は15日	第3号様式	1部
報告の種類	市町村の提出期限	都道府県の提出期限	様式	都道府県の提出部数																						
火災報告 (01~06表)	都道府県の定める日	1年分を取りまとめ 翌年2月末日	第1号様式 (その1、 その2)	1部																						
死者の調査票 (07表)	都道府県の定める日	四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日	第1号様式 (その3)	1部																						
火災詳報	都道府県の指示する日	消防庁長官の指示する日	第2号様式	2部																						
火災四半期報	都道府県の定める日	四半期分を取りまとめ 5月・8月・11月・2月の19日、 訂正分は15日	第3号様式	1部																						